

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令について

1. 経緯

財務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン（平成 14 年 9 月 3 日財務省行政情報化推進委員会了承）等を受け、税関関係手続についてオンライン化を図るため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年 2 月 28 日財務省令第 7 号）を制定し、本年 3 月 10 日に税関手続申請システムを稼動しているところである。

2. 改正内容

本年 7 月 7 日より同システムを使用してオンラインで行うことができる申請等の拡充を図るため、省令別表（電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等又は処分通知等の指定）に掲げる手続の追加を行うものである（57 手続を追加し 418 手続とする）。